

地域輸出グループ海外展開支援補助金交付要綱

平成30年4月1日

オールみやざき営業課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県産加工食品の輸出促進を図るため、予算で定めるところにより、宮崎県産加工食品の輸出に取り組む県内企業が連携して形成する輸出グループに対し、海外販路開拓活動に関する補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮崎県産加工食品 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 県内の素材を利用し、県内で製造し、販売しているもの。
 - イ 県内の素材を利用し、県外で製造し、県内素材を利用していることを明示の上、販売しているもの。
 - ウ 県外の素材を利用し、県内で製造し、販売しているもの。
- (2) 県内事業者等 県内に主たる事業所を有する事業者(個人事業者を含む。)及び団体をいう。
- (3) 海外販路開拓活動 県内事業者等が将来において、海外の事業者と商取引を行うことを目的として、別表の事業区分の欄に掲げる事業を行うことをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県産加工食品の製造・販売・流通等を業務として行う県内事業者等3社以上で構成される輸出グループであること。
- (2) 当該グループに、宮崎県産加工食品の製造又は販売を業務として行う県内事業者等を1社以上含むこと。
- (3) 当該グループの中核となる企業(以下「リーディング企業」という。)は、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 海外の事業者と直接又は間接的に1年以上かつ3回以上の継続的な取引実績を有すること。
 - イ 海外の販路開拓活動に継続的に取り組む支社等を海外現地に有すること。
- (4) 当該グループに、1年以上かつ3回以上の輸出に関する継続的な取引実績のない県内事業者等を1/3以上又は2社以上含むこと。
- (5) 第1条の事業を実施する主体の構成員等に県税の未納がないこと。
- (6) 第1条の事業を実施する主体の構成員等のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について

て特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(7) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(8) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとし、それについての補助率は2分の1以内とする。ただし、補助金の額は、別表に定める事業区分ごとの補助額を合計して100万円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第6条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 輸出グループ参加企業海外輸出状況報告書（別記様式第3号）（輸出グループ参加企業全ての分）

(2) 第3条第6号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）（輸出グループ参加企業全ての分）

(3) 第3条第7号に係る誓約書（別記様式第5号）

(4) 輸出グループの概要がわかる規約等

(5) 第3条第5号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（輸出グループ参加企業全ての分）

(6) 定款・登記事項証明書（輸出グループ参加企業全ての分）

(7) 直近（3ヶ年分）の決算書（輸出グループ参加企業全ての分）

(8) 委任状（リーディング企業を除く輸出グループ参加企業全ての分）

(9) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書及び前項の添付書類の提出期限は、知事が別に定める。

（補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) 補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (3) 県が行う宮崎県貿易企業実態調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減

(計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更交付申請書(別記様式第6号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第8号)

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 事業の内容を明らかにする資料、写真等

2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第9号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消

費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る地域輸出グループ海外展開支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る地域輸出グループ海外展開支援補助金から適用する。

別表

事業区分	補助対象経費
(1) 国際見本市・商談会・物産展等への出展等（県が出展する国際見本市等へ出展し、県が費用等を負担した小間を利用する場合を除く）	出展料、旅費、需用費、装飾費、役務費、輸送費、謝金
(2) 商談・市場調査・プロモーション活動の実施	旅費、役務費、輸送費、謝金
(3) 海外バイヤーの招へい	特別旅費、役務費、使用賃借料
(4) 輸出处向け商品の開発等（機械等の取得に関するものを除く）	成分分析費、ラベル作成費、役務費
(5) 輸出处向け商品の国際認証等取得	認証等取得費、コンサル費
(6) 海外向け販売促進用ツールの作成	印刷製本費、役務費